

酒田市建設工事成績評定考查基準（営繕版）

1. 考査基準の対象工事

本成績評定考查基準により評定を行う工事は、酒田市建設工事成績評定要領第4条に規定された建設工事のうち、営繕工事（上下水道施設工事を含む）とする。

2. 設定の手順

工事成績評定表（評定様式第1号）、工事成績採点表（評定様式第2号）の記入は、次の手順により行うものとする。

【手順1】 監督員は、工事契約後に、別紙第5号5～8「施工プロセス」チェックリストによりチェックを行い、それを基に「工事成績評定考查項目別運用表」別紙第1号16（施工体制一般）～別紙第1号21（対外関係）について、当該工事において対象とすべき項目及び評価を行い、評価値により評定結果の判定（a～e）を行う。

また、別紙第1号22（出来形）及び別紙第1号23, 24, 25, 26（品質）の該当する工種について同様の判定を行う。

【手順2】 監督員は、別紙第1号27（創意工夫）の該当キーワードのチェックを行い、該当キーワードの数の重みを勘案して加点判定を行う。

以上、手順1、2の判定を総括監督員から送信された「工事成績評定表様式」ファイルの（評定様式第2号）に入力、（評定様式第1号）の契約金額等の入力箇所入力後し、且つ（様式第7号）の入力箇所と工事概要を入力後、契約担当者（検査員）に「工事成績評定表様式」ファイルをデータで提出する。

また、「別紙第1号16～27（営繕監督員）」ファイルの建設工事成績評定監督員考查項目報告書に工事名及び監督員職氏名を入力し押印後、該当評価シートをホチキス止めして契約担当者（検査員）に紙ベースで提出する。

【手順3】 総括監督員は、別紙第2号6（工程管理）、別紙第2号7（安全対策）及び別紙第2号9（地域への貢献等）について、当該工事において対象とすべき項目及び評価を行い、評価値により評定結果の判定（a～e又はa～c）を行う。

また、別紙第2号8（工事特性）の該当キーワードのチェックを行い、該当キーワードの数の重みを勘案して加点判定を行う。

【手順4】 総括監督員は、別紙第2号10（法令遵守等）について、当該措置の事実を確認のうえ該当措置内容に基づき減点数の判定を行う。

以上、手順3、4の判定を「工事成績評定表様式」ファイルの（評定様式第2号）に入力し、監督員に「工事成績評定表様式」ファイルをデータで送信する。

また、「別紙第2号6～10（営繕総括監督員）」ファイルの建設工事成

績評定総括監督員考查項目報告書に工事名及び総括監督員職氏名を入力し押印後、該当評価シートをホチキス止めして契約担当者(検査員)に紙ベースで提出する。

【手順5】 検査員は、別紙第3号48(施工管理)、別紙第3号49(出来形)については全工種で、別紙第3号50~57については該当する工種について、対象とすべき項目及び評価を行い、評価値により評定結果の判定(a~e)を行う。

以上、手順5の判定を監督員から送信された「工事成績評定表様式」ファイルの(評定様式第2号)に入力する。

また、「別紙第3号48~57(営繕検査員)」ファイルの建設工事成績評定検査員考查項目報告書に工事名及び検査員職氏名を入力し押印する。

【手順6】 検査員は、監督員から送信された「工事成績評定表様式」ファイルの検査復命書(様式第7号)の検査実施要旨を入力し、この(様式第7号)に(評定様式第1号)、(評定様式第2号)に各評価者の建設工事成績評定検査項目報告書一式を添付する。さらに、完成検査写真、完成通知書、完成写真、その他必要な図書を添付して検査復命する。

3. 留意事項

(1) 評定にあたっては、別紙-4の「記入方法及び留意事項」及び別紙-5「施工プロセスチェックリスト」を考慮するものとする。また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

附 則

1. この基準は、平成30年4月1日から施行する
2. この基準の改正は、令和2年4月1日から施行する

建設工事成績評定監督員考查項目報告書

工事名

監督員 職
氏名 (印)

番号	考查項目	細別	工種	必須・選択	工事区分	評価シート	評定結果
別紙第1号16	1 施工体制	I 施工体制一般	當繪工事共通	必須	建築工事	○	
別紙第1号17	〃	II 配置技術者	〃	〃	〃	○	
別紙第1号18	2 施工状況	I 施工管理	〃	〃	〃	○	
別紙第1号19	〃	II 工程管理	〃	〃	〃	○	
別紙第1号20	〃	III 安全対策	〃	〃	〃	○	
別紙第1号21	〃	IV 対外関係	〃	〃	〃	○	
別紙第1号22	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	〃	〃	〃		
別紙第1号23	〃	II 品質	建築工事	選択	〃		
別紙第1号24	〃	〃	電気設備工事・受変電設備工事	〃	〃		
別紙第1号25	〃	〃	暖冷房衛生設備工事・機械設備工事	〃	〃		
別紙第1号26	〃	〃	一括発注工事(2工種以上複合している工事)	〃	〃		
別紙第1号27	5 創意工夫	I 創意工夫	共通	必須	〃	○	0 点

建設工事成績評定考查項目別運用表

別紙第1号16 (施工体制一般)

營繕工事（共通）

(評定者：監督員)

調査項目	細別	チェック欄 対象評価	評定 結果	a	b	c	d	e
				施工体制が優れている	施工体制が良好である	施工体制が適切である	施工体制がやや不適切である	施工体制が不適切である
1. 施工体制	I. 施工体制 一般		「評価項目」					
		<input type="checkbox"/>	1. 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 ※ 評定 ・上記に該当すれば				d (加減点 5. 0 点減)	
		<input type="checkbox"/>	2. 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※ 評定 ・上記に該当すれば				e (加減点 10. 0 点減)	
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	1. 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 2. 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 3. 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 4. 現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。 5. 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 6. 建設業退職金共済制度（建退共）の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 7. 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 8. 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。 9. 「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。					
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	10. その他調査内容（2次下請以降の全ての業者が社会保険等に加入している。） 11. その他（理由：）					
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) = (0) / (0) =				
				・評価値が90%以上	a (加減点 1. 0 点増)			
				・評価値が80%以上90%未満	b (加減点 0. 5 点増)			
				・評価値が60%以上80%未満	c (加減点なし)			
				・評価値が60%未満	d (加減点 5. 0 点減)			
				・評価対象項目数が 2 項目以下の場合	c (加減点なし)			

別紙第1号17（配置技術者）

建設工事成績評定検査項目別運用表

営繕工事（共通）

（評定者：監督員）

検査項目	細別	チェック欄		評定 結果	-a-	-b-	-c-	-d-	-e-
		対象	評価		配置技術者として優れている	配置技術者として良好である	配置技術者として適切である	配置技術者としてやや不適切である	配置技術者として不適切である
1. 施工体制	II. 配置技術者 (現場代理人等)		<input type="checkbox"/>	「評価項目」	1. 配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 ※ 評定 ・上記に該当すれば		d (加減点 5. 0 点減)		
			<input type="checkbox"/>	2. 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※ 評定 ・上記に該当すれば			e (加減点 10. 0 点減)		
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	1. 現場代理人として、工事全体の把握ができている。 2. 現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。 3. 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 4. 建設工事請負契約約款第19条（条件変更）第1項（以下、「契約約款第19条」という。）に基づく設計図書の照査を行っている。 5. 書類及び資料が適切に整理されている。 6. 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 7. 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 8. 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 9. 主任（監理）技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 10. 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 11. 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 12. 「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 13. その他（理由：)					
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) = (0) / (0) =	・評価値が90%以上	a (加減点 3. 0 点増)			
				・評価値が80%以上90%未満	b (加減点 1. 5 点増)				
				・評価値が60%以上80%未満	c (加減点なし)				
				・評価値が60%未満	d (加減点 5. 0 点減)				
				・評価対象項目数が 2 項目以下の場合	c (加減点なし)				

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事（専門工事）を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2. 作業主任者を選任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

建設工事成績評定考查項目別運用表

別紙第1号18 (施工管理)

營繕工事（共通）

(評定者：監督員)

別紙第1号19（工 程 管 理）

建設工事成績評定検査項目別運用表

営繕工事（共通）

(評定者：監督員)

検査項目	細別	チェック欄 対象	評定 結果	a	b	c	d	e
				工程管理が優れている	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である
2. 施工状況	II. 工程管理		□	「評価項目」 1. 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 ※ 評定 ・上記に該当すれば			d (加減点 5. 0 点減)	
			□	2. 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※ 評定 ・上記に該当すれば			e (加減点 10. 0 点減)	
			□ □	1. 実施工工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 2. 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 3. 工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 4. 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 5. 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 6. 受注者の責による夜間や休日の作業がない。 7. 休日・代休の確保を行っている。 8. 近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 9. 「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善が速やかに実施されている。				
			□ □	10. その他（理由：)				
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) = (0) / (0) =				
				・評価値が90%以上		a (加減点 4. 0 点増)		
				・評価値が80%以上90%未満		b (加減点 2. 0 点増)		
				・評価値が60%以上80%未満		c (加減点なし)		
				・評価値が60%未満		d (加減点 5. 0 点減)		
				・評価対象項目数が 2 項目以下の場合		c (加減点なし)		

別紙第1号20（安全対策）

建設工事成績評定検査項目別運用表

営繕工事（共通）

(評定者：監督員)

検査項目	細別	チェック欄 対象	評定 評価 結果	-a	-b	-c	-d	-e
				安全対策が優れている	安全対策が良好である	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である
2. 施工状況	III. 安全対策			「評価項目」 1. 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。 ※ 評定 ・上記に該当すれば		c (加減点なし)		
				2. 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 ※ 評定 ・上記に該当すれば	d (加減点 5. 0 点減)			
				3. 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※ 評定 ・上記に該当すれば	e (加減点 10. 0 点減)			
				1. 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。 2. 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 3. 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 4. 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 5. 安全巡回、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 6. 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 7. 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 8. 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 9. 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 10. 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 11. 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 12. 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 13. 過積載防止に十分に取り組んでいる。 14. 「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善が速やかに実施されている。				
				15. その他（理由：)				
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) = (0) / (0) = ・評価値が90%以上 ・評価値が80%以上90%未満 ・評価値が60%以上80%未満 ・評価値が60%未満 ・評価対象項目数が2項目以下の場合		a (加減点 5. 0 点増) b (加減点 2. 5 点増) c (加減点なし) d (加減点 5. 0 点減) e (加減点なし)		

別紙第1号21（対外関係）

建設工事成績評定検査項目別運用表

営繕工事（共通）

(評定者：監督員)

検査項目	細別	チェック欄		評定 結果	-a-	-b-	-c-	-d-	-e-
		対象	評価		対外関係が優れている	対外関係が良好である	対外関係が適切である	対外関係がやや不適切である	対外関係が不適切である
2. 施工状況	IV. 対外関係			「評価項目」					
			<input type="checkbox"/>	1. 対外関係に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 ※ 評定 ・上記に該当すれば			d (加減点 2. 5 点減)		
			<input type="checkbox"/>	2. 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※ 評定 ・上記に該当すれば			e (加減点 5. 0 点減)		
			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	1. 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 2. 工事施工にあたり、近隣住民（入居官署等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。 3. 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 4. 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 5. 近隣住民（入居官署等を含む）対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 6. 現場のイメージアップに取り組んでいる。 7. 「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指摘事項に対する改善が速やかに実施されている。 8. その他（理由：)					
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) = (0) / (0) =					
				・評価値が90%以上 ・評価値が80%以上90%未満 ・評価値が60%以上80%未満 ・評価値が60%未満 ・評価対象項目数が 2 項目以下の場合	a (加減点 2. 0 点増) b (加減点 1. 0 点増) c (加減点なし) d (加減点 2. 5 点減) c (加減点なし)				

別紙第1号22 (出来形)

建設工事成績評定検査項目別運用表

営繕工事(共通)

(評定者:監督員)

検査項目	細別	チェック欄		評定 結果	a	b	c	d	e	
		対象	評価		出来形が優れている	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形			「評価項目」						
				1. 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 ※ 評定 ・上記に該当すれば			d (加減点 2. 5 点減)			
				2. 建設工事請負契約約款第18条に基づき監督職員が改造請求を行った。(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊確認等) ※ 評定 ・上記に該当すれば			e (加減点 5. 0 点減)			
				1. 承諾図等が、設計図書を満足している。 2. 施工図等が、設計図書を満足している。 3. 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 4. 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 5. 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 6. 出来形の管理方法を工夫している。 7. 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 8. 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 9. その他 (理由 :)						
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) = (0) / (0) =						
				・評価値が90%以上 ・評価値が80%以上90%未満 ・評価値が60%以上80%未満 ・評価値が60%未満 ・評価対象項目数が 2 項目以下の場合		a (加減点 4. 0 点増) b (加減点 2. 0 点増) c (加減点なし) d (加減点 2. 5 点減) c (加減点なし)				

※1. 出来形の対象は、「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別紙第1号23 (品質)

建設工事成績評定検査項目別運用表

建築工事

(評定者: 監督員)

検査項目	細別	チェック欄		評定 結果	-a	-b	-c	-d	-e
		対象	評価		品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
3. 出来形 及び 出来ばえ	II. 品質 建築工事		<input type="checkbox"/>	「評価項目」 1. 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 ※ 評定 ・上記に該当すれば d (加減点 2. 5 点減) 2. 建設工事請負契約約款第18条に基づき監督職員が改造請求を行った。(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊確認等) ※ 評定 ・上記に該当すれば e (加減点 5. 0 点減)					
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1. 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 2. 品質確認記録の内容が、適切である。 3. 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 4. 車体工事における施工の品質が、良好である。 5. 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 6. 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 7. その他 (理由 :)					
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) = (0) / (0) = ・評価値が90%以上 a (加減点 5. 0 点増) ・評価値が80%以上90%未満 b (加減点 2. 5 点増) ・評価値が60%以上80%未満 c (加減点なし) ・評価値が60%未満 d (加減点 2. 5 点減) ・評価対象項目数が 2 項目以下の場合 c (加減点なし)					

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工の完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルト方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、別紙第1号24 建築・設備（一括発注工事）により評価値を算出するものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとする。

建設工事成績評定検査項目別運用表

(電気設備工事・受変電設備工事)

(評定者: 監督員)

検査項目	細別	チェック欄		評定 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
3. 出来形 及び 出来ばえ	II. 品質 電気設備工事 受変電 設備工事		<input type="checkbox"/>	「評価項目」 1. 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 ※ 評定 ・上記に該当すれば d (加減点 2. 5 点減) 2. 建設工事請負契約約款第18条に基づき監督職員が改造請求を行った。(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊確認等) ※ 評定 ・上記に該当すれば e (加減点 5. 0 点減)					
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	1. 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 2. 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 3. 品質確認記録の内容が、適切である。 4. システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 5. 機材及び施工の品質が、良好である。 6. 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 7. その他 (理由 :)					
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) = (0) / (0) = ・評価値が90%以上 a (加減点 5. 0 点増) ・評価値が80%以上90%未満 b (加減点 2. 5 点増) ・評価値が60%以上80%未満 c (加減点なし) ・評価値が60%未満 d (加減点 2. 5 点減) ・評価対象項目数が 2 項目以下の場合 e (加減点なし)					

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工の完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルト方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、別紙第1号24 建築・設備（一括発注工事）により評価値を算出するものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとする。

別紙第1号25 (品質)

建設工事成績評定考查項目別運用表

(暖冷房衛生設備工事・機械設備工事)

(評定者：監督員)

考查項目	細別	チェック欄		評定 結果	a	b	c	d	e
		対象	評価		品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事		<input type="checkbox"/>	「評価項目」 1. 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 ※ 評定 ・上記に該当すれば d (加減点 2. 5 点減) 2. 建設工事請負契約約款第18条に基づき監督職員が改造請求を行った。(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊確認等) ※ 評定 ・上記に該当すれば e (加減点 5. 0 点減)					
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1. 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 2. 品質確認記録の内容が、適切である。 3. 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 4. システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 5. 機材及び施工の品質が、良好である。 6. 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 7. その他 (理由 :)					
	対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)		※ 評定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) = (0) / (0) =					
				・評価値が90%以上 a (加減点 5. 0 点増) ・評価値が80%以上90%未満 b (加減点 2. 5 点増) ・評価値が60%以上80%未満 c (加減点なし) ・評価値が60%未満 d (加減点 2. 5 点減) ・評価対象項目数が 2 項目以下の場合 e (加減点なし)					

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工の完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、別紙第1号24 建築・設備（一括発注工事）により評価値を算出するものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとする。

別紙第1号26（品質）

建設工事成績評定検査項目別運用表

(一括発注工事)

(評定者：監督員)

検査項目	細別	チェック欄		評定 対象 結果	-a-	-b-	-c-	-d-	-e-
		評価	結果		品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
3. 出来形 及び 出来ばえ	II. 品質 一括発注工事 (2工種以上 複合してい る工事)	<input type="checkbox"/>	「評価項目」 1. 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 ※ 評定 ・上記に該当すれば d (加減点 2. 5 点減) 2. 建設工事請負契約約款第18条に基づき監督職員が改造請求を行った。(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊確認等) ※ 評定 ・上記に該当すれば e (加減点 5. 0 点減)						
			工種別に「別紙第1号23」～「別紙第1号25」の評定表を用い、それぞれの対象数、評価数及び工事比率により、評価値を算出して下記により評定を行う。		工種	対象数 (ア)	評価数 (イ)	工事比率 (ウ)	
			① 別紙第1号			(0)	(0)		
			② 別紙第1号			(0)	(0)		
			③ 別紙第1号			(0)	(0)		
			※ 評定						
			評価値① (%) = (評価数 (イ) / 対象数 (ア)) × 工事費率 (ウ) = (0 / 0) × 0.00 = %						
			評価値② (%) = (評価数 (イ) / 対象数 (ア)) × 工事費率 (ウ) = (0 / 0) × 0.00 = %						
			評価値③ (%) = (評価数 (イ) / 対象数 (ア)) × 工事費率 (ウ) = (0 / 0) × 0.00 = %						
			評価値合計 (%) = 評価値① + 評価値② + 評価値③ = %						
			・評価値が90%以上			a (加減点 5. 0 点増)			
			・評価値が80%以上90%未満			b (加減点 2. 5 点増)			
			・評価値が60%以上80%未満			c (加減点なし)			
			・評価値が60%未満			d (加減点 2. 5 点減)			
			・評価対象項目数が 2 項目以下の場合			c (加減点なし)			

※1. 一括発注工事とは、デザインビルト方式等で建築工事・電気設備工事・冷暖房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事をいい、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳等による工事比率により評価値を算出するものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとする。

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第1号27

(創意工夫)

営繕工事(共通)

(評定者:監督員)

考査項目		
5.創意工夫 I.創意工夫	【準備・後片づけ関係】 <input type="checkbox"/> 1.測量・位置出しにおける工夫 <input type="checkbox"/> 2.現地調査方法の工夫 <input type="checkbox"/> 3.その他(理由:))	
	【施工関係】 <input type="checkbox"/> 1.施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 <input type="checkbox"/> 2.工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み <input type="checkbox"/> 3.土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 <input type="checkbox"/> 4.建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 <input type="checkbox"/> 5.電気設備工事等の配線、配管等の工夫 <input type="checkbox"/> 6.暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 <input type="checkbox"/> 7.照明・視界確保等の工夫 <input type="checkbox"/> 8.仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 <input type="checkbox"/> 9.運搬車両・施工機械等の工夫 <input type="checkbox"/> 10.型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 <input type="checkbox"/> 11.施工管理及び品質向上等の工夫 <input type="checkbox"/> 12.プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 <input type="checkbox"/> 13.仮設施工等の工夫 <input type="checkbox"/> 14.既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 <input type="checkbox"/> 15.保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 <input type="checkbox"/> 16.作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 <input type="checkbox"/> 17.その他(理由:))	
	【品質関係】 <input type="checkbox"/> 1.集計ソフト等の活用と工夫 <input type="checkbox"/> 2.軸体工事の品質管理の工夫 <input type="checkbox"/> 3.建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 <input type="checkbox"/> 4.施工の検査・試験に関する工夫 <input type="checkbox"/> 5.品質記録方法の工夫 <input type="checkbox"/> 6.その他(理由:))	
	【安全衛生関係】 <input type="checkbox"/> 1.安全仮設等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立て禁止標、手摺り、足場等) <input type="checkbox"/> 2.安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 3.現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 <input type="checkbox"/> 4.酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 <input type="checkbox"/> 5.周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 <input type="checkbox"/> 6.改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 <input type="checkbox"/> 7.作業時ににおける作業環境改善等の工夫 <input type="checkbox"/> 8.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 <input type="checkbox"/> 9.その他(理由:))	
	【施工管理関係】 <input type="checkbox"/> 1.出来形の管理等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 2.施工計画書または写真記録等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 3.出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 <input type="checkbox"/> 4. C A D 、施工管理ソフト等の活用 <input type="checkbox"/> 5.施工合理化技術(※5)を活用した施工管理の工夫 <input type="checkbox"/> 6.その他(理由:))	
	【その他】 <input type="checkbox"/> (新技术活用) 加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 また、①と②の両方に登録されている技術を活用した場合には、加点点数の高い方で評価を行うものとし、複数の技術を①②それぞれで評価した場合でも、合計で最大3点の加点とする。 ①建設やまがた県産技術活用支援事業登録技術 <input type="checkbox"/> 「建設やまがた県産技術活用支援事業登録技術」を活用した。※本項目は2点の加点とする。複数技術の活用を評価可能とするが、最大3点の加点とする。 ②国土交通省「NET I S」登録技術 「国土交通省「NET I S」登録技術」においては、以下の5項目により、複数の技術の評価を可能とするが、最大3点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 1. NET I S 登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。※本項目は3点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 2. NET I S 登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。※本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 3. NET I S 登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。※本項目は1点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 4. NET I S 登録技術のうち、事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。※本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 5. NET I S 登録技術のうち、事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。※本項目は1点の加点とする。 ※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「有用とされる技術」をいう。 <input type="checkbox"/> ※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することが可能とするが、最大3点の加点とする。 <input type="checkbox"/> ※複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。 (その他) <input type="checkbox"/> 1.その他(理由:)) <input type="checkbox"/> 2.その他(理由:))	
	※ 評定 <input type="checkbox"/> 点	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的な内容を記載 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 評価する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目指すが、項目により2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

※5. 施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(I C T 施工、ロボット活用等)、 B I M 、 A S P 等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。

※6. 考査項目「創意工夫」の「■準備品片付け関係」から「■安全衛生関係」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他の理由に具体的な内容を記載して加点する。

さらに、当該技術がNET I S登録技術である場合は、「■その他」
「新技術活用」の項目に追加で加点できるものとする。

建設工事成績評定総括監督員考查項目報告書

工事名

総括
監督員 職
氏名 _____
(印)

番号	考查項目	細別	工種	必須・選択	工事区分	評価シート	評定結果
別紙第2号6	2 施工状況	II 工程管理	共通	必須	建築工事	○	
別紙第2号7	"	III 安全対策	"	"	"	○	
別紙第2号8	4 工事特性	I 施工条件等への対応	"	選択	"	○	0点
別紙第2号9	6 社会性等	I 地域への貢献等	"	必須	"	○	
別紙第2号10	7 法令遵守等		"	"	"	○	0点

建設工事成績評定考查項目別運用表

別紙第2号6 (工 程 管 理)

當緒工事 (共通)

(評定者 : 総括監督員)

考查項目	細別	チェック欄 評定 対象 評価	當緒工事 (共通)																								
			-a-	-b-	-c-	-d-	-e-																				
2. 施工状況	II. 工程管理		工程管理が優れている	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である																				
<p>「評価項目」</p> <p>1. 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 2. 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 3. 近隣住民（入居官署等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 4. 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 5. その他（理由： ）</p> <hr/> <p>「詳細評価内容」 ()</p>																											
<p>※ 評 定 上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e 評価を行う。</p> <p>評価選択</p> <table style="margin-left: 100px; margin-top: 10px;"> <tr><td>a</td><td><input type="checkbox"/></td><td>評価 =</td><td>a (加減点 2. 0 点増)</td></tr> <tr><td>b</td><td><input type="checkbox"/></td><td></td><td>b (加減点 1. 0 点増)</td></tr> <tr><td>c</td><td><input type="checkbox"/></td><td></td><td>c (加減点なし)</td></tr> <tr><td>d</td><td><input type="checkbox"/></td><td></td><td>d (加減点 7. 5 減)</td></tr> <tr><td>e</td><td><input type="checkbox"/></td><td></td><td>e (加減点 15. 0 点減)</td></tr> </table>								a	<input type="checkbox"/>	評価 =	a (加減点 2. 0 点増)	b	<input type="checkbox"/>		b (加減点 1. 0 点増)	c	<input type="checkbox"/>		c (加減点なし)	d	<input type="checkbox"/>		d (加減点 7. 5 減)	e	<input type="checkbox"/>		e (加減点 15. 0 点減)
a	<input type="checkbox"/>	評価 =	a (加減点 2. 0 点増)																								
b	<input type="checkbox"/>		b (加減点 1. 0 点増)																								
c	<input type="checkbox"/>		c (加減点なし)																								
d	<input type="checkbox"/>		d (加減点 7. 5 減)																								
e	<input type="checkbox"/>		e (加減点 15. 0 点減)																								

※ 1. 総括監督員は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※ 2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※ 3. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

建設工事成績評定検査項目別運用表

別紙第2号7 (安 全 対 策)

常緒工事 (共通)

(評定者 : 総括監督員)

検査項目	細別	チェック欄 対象	評定 評価	常緒工事 (共通)				
				-a-	-b-	-c-	-d-	-e-
2. 施工状況	III. 安全対策			<p>「評価項目」</p> <p>1. 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 2. 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 3. 安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 4. 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 5. 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 6. その他 (理由 :)</p>				
				<p>「詳細評価内容」</p> <p>()</p>				
		評価選択		<p>※ 評 定</p> <p>上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e 評価を行う。</p>				
			a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e <input type="checkbox"/>	評価 =				
					a (加減点 3. 0 点増) b (加減点 1. 5 点増) c (加減点なし) d (加減点 7. 5 減) e (加減点 1. 5. 0 点減)			

※ 1. 総括監督員は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※ 2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※ 3. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第2号8 考査項目	(工事特性) 対応事例	當緒工事(共通) 【事例】具体的な施工条件等への対応事例	(評定者: 総括監督員)
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	I. 建物規模への対応 <input type="checkbox"/> 1. 延べ面積10,000m ² 以上の建物 <input type="checkbox"/> 2. 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 <input type="checkbox"/> 3. 大空間のホール等を有する建物 <input type="checkbox"/> 4. その他 (理由: _____) ※ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。		
	II. 建物固有の機能の難しさへの対応 <input type="checkbox"/> 1. 対象建物の耐震レベル <input type="checkbox"/> 2. 建物機能の特殊性 <input type="checkbox"/> 3. その他 (理由: _____) ※ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	<ul style="list-style-type: none"> 建築工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準においてI類及びA類に属する工事 電気又は暖房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において甲類に属する工事 研究施設、美術館等、特殊機能・設備のある建物 	
	III. 建物固有の施工技術の難しさへの対応 <input type="checkbox"/> 1. 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合【総合評価における技術提案は除く】 <input type="checkbox"/> 2. 設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 <input type="checkbox"/> 3. 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 <input type="checkbox"/> 4. その他 (理由: _____) ※ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	<ul style="list-style-type: none"> パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 特殊な工法及び材料等を採用した工事 特殊な設備システムを採用した工事 免震装置を設ける工事 大規模な山留め工法が必要な工事 敷地又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 	
	IV. 厳しい自然・地盤条件への対応 <input type="checkbox"/> 1. 溝水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） <input type="checkbox"/> 2. 軟弱地盤、支持地盤の影響 <input type="checkbox"/> 3. 雨・雪・風・気温等の影響 <input type="checkbox"/> 4. その他 (理由: _____) ※ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	<ul style="list-style-type: none"> 地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備が必要な工事 液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 冬期施工のため、大規模な雪寒冬廻りをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 	
	V. 厳しい周辺環境・社会条件との対応 <input type="checkbox"/> 1. 地中埋設物等の作業障害 <input type="checkbox"/> 2. 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 <input type="checkbox"/> 3. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 <input type="checkbox"/> 4. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 <input type="checkbox"/> 5. その他 (理由: _____) ※ 上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。	<ul style="list-style-type: none"> 工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事 住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事 	
	VI. 施工現場での対応 <input type="checkbox"/> 1. 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事（ただし全面一時中止期間は除く） <input type="checkbox"/> 2. 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 <input type="checkbox"/> 3. 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく施工の制限を受けた工事 <input type="checkbox"/> 4. 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 <input type="checkbox"/> 5. 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 <input type="checkbox"/> 6. 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 <input type="checkbox"/> 7. 特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の受注者が複数ある工事 <input type="checkbox"/> 8. 外来者の多い施設で、作業範囲内外に外来者・通行人等の動線がある工事 <input type="checkbox"/> 9. 特殊な室などで、工種が複雑し困難な調整を要する工事 <input type="checkbox"/> 10. 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 <input type="checkbox"/> 11. 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 <input type="checkbox"/> 12. その他 (理由: _____) ※ 上記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。		
評定	評定: _____ 点	【工事特性の詳細評価内容】対応事項の具体的な内容を記載。 _____	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。

※2. 監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。

※3. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

建設工事成績評定考查項目別運用表

別紙第2号9 (地域への貢献)

當緒工事 (共通)

(評定者 : 総括監督員)

考查項目	細別	チェック欄 対象	評定 結果	當緒工事 (共通)																			
				-a-	-a'-	-b-	-b'-	-c-															
6. 社会性等	I. 地域への貢献等			<p>「評価項目」</p> <p>1. 災害時等に地域への救援活動等に協力した。 2. 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 3. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 4. 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 5. 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 6. その他 (理由 :)</p>																			
		評価選択		<p>※ 評 定</p> <p>上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。</p> <p>評価 =</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>a</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>a (加点 10.0 点増)</td> </tr> <tr> <td>a'</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>a' (加点 7.5 点増)</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>b (加点 5.0 点増)</td> </tr> <tr> <td>b'</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>b' (加点 2.5 点増)</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>c (加点なし)</td> </tr> </table>	a	<input type="checkbox"/>	a (加点 10.0 点増)	a'	<input type="checkbox"/>	a' (加点 7.5 点増)	b	<input type="checkbox"/>	b (加点 5.0 点増)	b'	<input type="checkbox"/>	b' (加点 2.5 点増)	c	<input type="checkbox"/>	c (加点なし)				
a	<input type="checkbox"/>	a (加点 10.0 点増)																					
a'	<input type="checkbox"/>	a' (加点 7.5 点増)																					
b	<input type="checkbox"/>	b (加点 5.0 点増)																					
b'	<input type="checkbox"/>	b' (加点 2.5 点増)																					
c	<input type="checkbox"/>	c (加点なし)																					

※ 1. 総括監督員は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※ 2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※ 3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※ 4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第2号10 (法令遵守)

當緒工事(共通)

(評定者:総括監督員)

考査項目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 観 表		
	措 置	内 容	減点数
7. 法令遵守等		1. 指名停止3カ月以上	-20点
		2. 指名停止2カ月以上3カ月未満	-15点
		3. 指名停止1カ月以上2カ月未満	-13点
		4. 指名停止2週間以上1カ月未満	-10点
		5. 文書注意	-8点
		6. 口頭注意	-5点
		7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したがその過失が軽微なため口頭注意以上の 分がなかった場合(不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)	-3点
	<input type="checkbox"/>	8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等	点
	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし	
	<p>① 本評価項目(7. 法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工に当たり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、監督員又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点する。</p> <p>⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定を減点する。減点数は総合評価落札方式運用ガイドライン等によるものとする。</p> <p>原則として、法令遵守等の該当項目一覧表によることとするが、やむを得ずこれによれないときは、各機関で定めることができることとする。</p>		
	<p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <p>1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</p> <p>2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</p> <p>3. 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</p> <p>4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</p> <p>5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。</p> <p>6. 建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請負、技術者の専任違反等</p> <p>7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</p> <p>8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された</p> <p>9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</p> <p>10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</p> <p>11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。</p> <p>12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業子弟等、暴力団関係者がいることが判明した。</p> <p>13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</p> <p>14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。</p> <p>15. 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。</p> <p>16. 低入札格調査で虚偽の報告があった。</p> <p>17. 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</p> <p>18. その他(理由:)</p>		

建設工事成績評定検査員考查項目報告書

工事名

検査員

職
氏名

(印)

番号	考查項目	細別	工種	必須・選択	工事区分	評価シート	評定結果
別紙第3号48	2 施工状況	I 施工管理	共通	必須	建築工事	○	
別紙第3号49	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	"	"	"	○	
別紙第3号50	"	II 品質	建築工事	選択	"		
別紙第3号51	"	"	電気設備工事・受変電設備工事	"	"		
別紙第3号52	"	"	暖冷房衛生設備工事・機械設備工事	"	"		
別紙第3号53	"	"	一括発注工事(2工種以上複合している工事)	"	"		
別紙第3号54	"	III 出来ばえ	建築工事	"	"		
別紙第3号55	"	"	電気設備工事・受変電設備工事	"	"		
別紙第3号56	"	"	暖冷房衛生設備工事・機械設備工事	"	"		
別紙第3号57	"	"	一括発注工事(2工種以上複合している工事)	"	"		

建設工事成績評定考查項目別運用表

別紙第3号48（施工管理）			建設工事（共通）					(評定者：検査員)	
考查項目	細別	チェック欄 対象 評価	評定 結果	a 施工管理が優れている	b 施工管理が良好である	c 施工管理が適切である	d 施工管理がやや不適切である	e 施工管理が不適切である	
2. 施工状況	I. 施工管理		「評価項目」						
		<input type="checkbox"/>	1. 施工管理に関して、監督職員または検査員から文書による改善指示を行った。 ※ 評定 ・上記に該当すれば				d (加減点 7. 5 点減)		
		<input type="checkbox"/>	2. 施工管理に関して、監督職員または検査員からの文書による改善指示に従わなかった。 ※ 評定 ・上記に該当すれば				e (加減点 15. 0 点減)		
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	1. 契約約款第19条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。(条件変更) 2. 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 3. 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 4. 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 5. 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 6. 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 7. 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 8. 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 9. 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全体にわたって十分に行っていることが確認できる。 10. 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 11. 工事の関係書類及び資料の整理がよい。 12. その他 (理由 :)						
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) = (0) / (0) =					
				・評価値が90%以上		a (加減点 5. 0 点増)			
				・評価値が80%以上90%未満		b (加減点 2. 5 点増)			
				・評価値が60%以上80%未満		c (加減点なし)			
				・評価値が60%未満		d (加減点 7. 5 点減)			
				・評価対象項目数が 2 項目以下の場合		c (加減点なし)			

建設工事成績評定検査項目別運用表

別紙第3号49 (出来形)

當緒工事 (共通)

(評定者: 検査員)

検査項目	細別	チェック欄 対象 評価	評定 結果	當緒工事 (共通)							(評定者: 検査員)
				-a-	-a'-	-b-	-b'-	-c-	-d-	-e-	
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形		「評価項目」								
		<input type="checkbox"/>	1. 出来形の管理に関して、監督職員または検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評定 ・上記に該当すれば d (加減点 10.0 点減)								
		<input type="checkbox"/>	2. 出来形が不適切であったため、建設工事請負契約約款第33条に基づく修補指示を検査員が行った。 ※ 評定 ・上記に該当すれば e (加減点 20.0 点減)								
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	1. 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 2. 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 3. 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 4. 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 5. 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 6. 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 7. 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 8. 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 9. 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切に処分をしていることが確認できる。 10. その他 (理由:)								
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) = (0) / (0) =							
				・評価値が90%以上 a (加減点 10.0 点増) ・評価値が80%以上90%未満 a' (加減点 7.5 点増) ・評価値が70%以上80%未満 b (加減点 5.0 点増) ・評価値が60%以上70%未満 b' (加減点 2.5 点増) ・評価値が50%以上60%未満 c (加減点なし) ・評価値が50%未満 d (加減点 10.0 点減) ・評価対象項目数が 2 項目以下の場合 c (加減点なし)							

※1. 出来形の対象は、「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

建設工事成績評定検査項目別運用表

別紙第3号50 (品質)

建築工事

(評定者: 検査員)

検査項目	細別	チェック欄		評定 結果	建築工事						
		対象	評価		a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	II. 品質 建築工事		<input type="checkbox"/>	「評価項目」	1. 品質の管理に関して、監督職員または検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評定 ・上記に該当すれば d (加減点 12. 5 点減)						
			<input type="checkbox"/>	2. 品質が不適切であったため、建設工事請負契約約款第33条に基づく修補指示を検査員が行った。 ※ 評定 ・上記に該当すれば e (加減点 25. 0 点減)							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1. 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 2. 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 3. 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 4. 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 5. 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 6. 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。	7. 軀体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 8. 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 9. その他工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 10. 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 11. 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 12. その他(理由:)						
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) = (0) / (0) =	・評価値が90%以上 a (加減点 15. 0 点増) ・評価値が80%以上90%未満 a' (加減点 12. 0 点増) ・評価値が70%以上80%未満 b (加減点 7. 5 点増) ・評価値が60%以上70%未満 b' (加減点 4. 0 点増) ・評価値が50%以上60%未満 c (加減点なし) ・評価値が50%未満 d (加減点 12. 5 点減) ・評価対象項目数が2項目以下の場合 c (加減点なし)						

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工の完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルト方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、別紙第3号51(一括発注工事)により評価値を算出するものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとする。

建設工事成績評定検査項目別運用表

別紙第3号51 (品質)

(電気設備工事・受変電設備工事)

(評定者: 検査員)

検査項目	細別	チェック欄 対象 評価	評定 結果	a	a'	b	b'	c	c'	d	d'	
				品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である		
3. 出来形 及び 出来ばえ	II. 品質 電気設備工事 受変電 設備工事		「評価項目」	1. 品質の管理に関して、監督職員または検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評定 ・上記に該当すれば				d (加減点 12. 5 点減)				
				2. 品質が不適切であったため、建設工事請負契約約款第33条に基づく修補指示を検査員が行った。 ※ 評定 ・上記に該当すれば				e (加減点 25. 0 点減)				
				1. 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 2. 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 3. 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 4. 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 5. 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 6. 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 7. システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 8. システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 9. 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 10. 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 11. 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で分かりやすい。 12. その他 (理由 :)								
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) = (0) / (0) =								
				・評価値が90%以上 ・評価値が80%以上90%未満 ・評価値が70%以上80%未満 ・評価値が60%以上70%未満 ・評価値が50%以上60%未満 ・評価値が50%未満 ・評価対象項目数が 2 項目以下の場合	a	(加減点 15. 0 点増)	a'	(加減点 12. 0 点増)	b	(加減点 7. 5 点増)	b'	(加減点 4. 0 点増)
					c	(加減点なし)	d	(加減点 12. 5 点減)	c	(加減点なし)		

※ 1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※ 2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工の完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※ 3. デザインビルト方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、別紙第3号51（一括発注工事）により評価値を算出するものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとする。

建設工事成績評定者査項目別運用表

別紙第3号52 (品 質)

(暖冷房衛生設備工事・機械設備工事)

(評定者：検査員)

調査項目	細別	チェック欄		評定結果	a	a'	b	b'	c	d	e
		対象	評価		品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
3.出来形 及び 出来ばえ	II.品質 暖冷房衛生 設備工事		<input type="checkbox"/>	「評価項目」 1. 品質の管理に関して、監督職員または検査員が文書で指示を行い改善された。 ※評定 ・上記に該当すれば d (加減点 12. 5点減)							
	機械設備工事		<input type="checkbox"/>	2. 品質が不適切であったため、建設工事請負契約約款第33条に基づく修補指示を検査員が行った。 ※評定 ・上記に該当すれば e (加減点 25. 0点減)							
			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	1. 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 2. 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 3. 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 4. 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 5. 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 6. 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 7. システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 8. システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 9. 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 10. 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 11. 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で分かりやすい。 12. その他 (理由 :)							
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※評定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) = (0) / (0) =							
				・評価値が90%以上 a (加減点 15. 0点増) ・評価値が80%以上90%未満 a' (加減点 12. 0点増) ・評価値が70%以上80%未満 b (加減点 7. 5点増) ・評価値が60%以上70%未満 b' (加減点 4. 0点増) ・評価値が50%以上60%未満 c (加減点なし) ・評価値が50%未満 d (加減点 12. 5点減) ・評価対象項目数が 2 項目以下の場合 c (加減点なし)							

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工の完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、別紙第3号51(一括発注工事)により評価値を算出するものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとする。

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第3号53 (品質)		(一括発注工事)							(評定者: 検査員)																	
考査項目	細別	チェック欄		評定	a	a'	b	b'	c	d	e															
		対象	評価	結果	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である															
3. 出来形 及び 出来ばえ	II. 品質 一括発注工事 (2工種以上 複合してい る工事)			「評価項目」	1. 品質の管理に関して、監督職員または検査員が文書で指示を行い改善された。 ※ 評定 • 上記に該当すれば d (加減点 12.5 点減) 2. 品質が不適切であったため、建設工事請負契約款第33条に基づく修補指示を検査員が行った。 ※ 評定 • 上記に該当すれば e (加減点 25.0 点減)																					
工種別に「別紙第3号50」～「別紙第3号52」の評定表を用い、それぞれの対象数、評価数及び工事比率により、評価値を算出して下記により評定を行う。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">工種</th> <th style="width: 25%;">対象数 (ア)</th> <th style="width: 25%;">評価数 (イ)</th> <th style="width: 25%;">工事比率 (ウ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 別紙第3号</td> <td>(0)</td> <td>(0)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 別紙第3号</td> <td>(0)</td> <td>(0)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 別紙第3号</td> <td>(0)</td> <td>(0)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※ 評定 評価値① (%) = (評価数 (イ) / 対象数 (ア)) × 工事費率 (ウ) = (0/0) × 0.00 = % 評価値② (%) = (評価数 (イ) / 対象数 (ア)) × 工事費率 (ウ) = (0/0) × 0.00 = % 評価値③ (%) = (評価数 (イ) / 対象数 (ア)) × 工事費率 (ウ) = (0/0) × 0.00 = % 評価値合計 (%) = 評価値① + 評価値② + 評価値③ = %											工種	対象数 (ア)	評価数 (イ)	工事比率 (ウ)	① 別紙第3号	(0)	(0)		② 別紙第3号	(0)	(0)		③ 別紙第3号	(0)	(0)	
工種	対象数 (ア)	評価数 (イ)	工事比率 (ウ)																							
① 別紙第3号	(0)	(0)																								
② 別紙第3号	(0)	(0)																								
③ 別紙第3号	(0)	(0)																								

※1. 一括発注工事とは、デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・冷暖房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事をいい、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳等による工事比率により評価値を算出するものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとする。

建設工事成績評定考查項目別運用表

別紙第3号54 (出来ばえ)

建 築 工 事

(評定者：検査員)

考查項目	細別	チェック欄		評定 結果	a	b	c	d
		対象	評価		全般的な完成度が優れている	全般的な完成度が良好である	全般的な完成度が適切である	全般的な完成度が劣っている
3. 出来形 及び 出来ばえ	III. 出来ばえ 建築工事		<input type="checkbox"/>	「評価項目」	1. 出来ばえが劣っている。 ※ 評定 • 上記に該当すれば			
					d (加減点 5. 0 点減)			
			<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	1. きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 2. 関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 3. 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 4. 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 5. 色調が均一であり、色むら等が無く、全般的な美観が良好である。 6. 材料・製品の割付や通り等が良く、全般的な出来ばえが良好である。 7. 保全に配慮した施工がなされている。 8. その他（理由：）				
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) = (0) / (0) =	• 評価値が90%以上 a (加減点 5. 0 点増) • 評価値が80%以上90%未満 b (加減点 2. 5 点増) • 評価値が80%未満 c (加減点なし) • 評価対象項目数が 2 項目以下の場合 c (加減点なし)			

※1. 全般的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全般的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、別紙第3号55（一括発注工事）により評価値を算出するものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとする。

建設工事成績評定考查項目別運用表

別紙第3号55（出来ばえ）

（電気設備工事・受変電設備工事）

（評定者：検査員）

考查項目	細別	チェック欄		評定 結果	a	b	c	d
		対象	評価		全般的な完成度が優れている	全般的な完成度が良好である	全般的な完成度が適切である	全般的な完成度が劣っている
3. 出来形 及び 出来ばえ	III. 出来ばえ 電気設備工事 受変電 設備工事		<input type="checkbox"/>	「評価項目」 1. 出来ばえが劣っている。 ※ 評定 ・上記に該当すれば			d (加減点 5. 0 点減)	
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	1. きめ細かな施工がなされている。 2. 関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 3. 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 4. 環境負荷低減への対策が優れている。 5. 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6. その他（理由：）				
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評定 評価値 (%) = 評価数 (イ) / 対象数 (ア) = (0) / (0) = ・評価値が90%以上 ・評価値が80%以上90%未満 ・評価値が80%未満 ・評価対象項目数が2項目以下の場合		a (加減点 5. 0 点増) b (加減点 2. 5 点増) c (加減点なし) c (加減点なし)		

※1. 全般的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全般的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、別紙第3号55（一括発注工事）により評価値を算出するものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとする。

建設工事成績評定考查項目別運用表

別紙第3号56 (出来ばえ)

(暖冷房衛生設備工事・機械設備工事)

(評定者: 検査員)

考查項目	細別	チェック欄		評定結果	a	b	c	d
		対象	評価		全般的な完成度が優れている	全般的な完成度が良好である	全般的な完成度が適切である	全般的な完成度が劣っている
3. 出来形 及び 出来ばえ	III. 出来ばえ 暖冷房衛生 設備工事 機械設備工事		<input type="checkbox"/>	「評価項目」 1. 出来ばえが劣っている。 ※ 評定 ・上記に該当すれば				d (加減点 5. 0 点減)
		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	1. きめ細かな施工がなされている。 2. 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 3. 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 4. 環境負荷低減への対策が優れている。 5. 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6. その他(理由:)				
		対象数 (ア) (0)	評価数 (イ) (0)	※ 評定 評価値(%) = 評価数(イ) / 対象数(ア) = (0) / (0) =				
				・評価値が90%以上 ・評価値が80%以上90%未満 ・評価値が80%未満 ・評価対象項目数が2項目以下の場合	a (加減点 5. 0 点増) b (加減点 2. 5 点増) c (加減点なし) c (加減点なし)			

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 全般的な仕上がり状態、機能を評価する。

※3. 出来ばえの評価は、全般的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、別紙第3号55(一括発注工事)により評価値を算出するものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとする。

建設工事成績評定考査項目別運用表

別紙第3号57 (出来ばえ)

(一括発注工事)

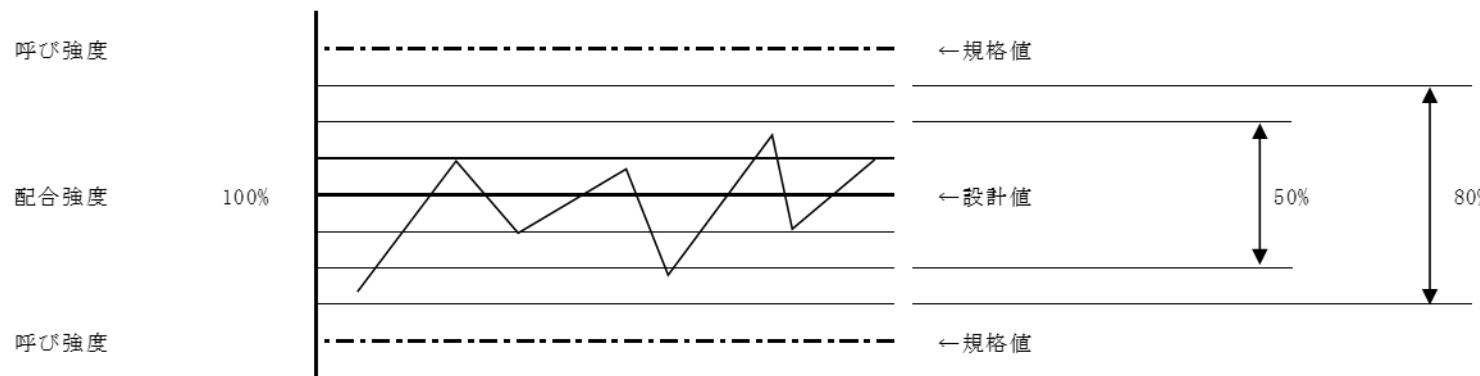
(評定者: 検査員)

考査項目	細別	チェック欄 対象 結果	評定				(評定者: 検査員)
			a 全般的な完成度が優れている	b 全般的な完成度が良好である	c 全般的な完成度が適切である	d 全般的な完成度が劣っている	
3. 出来形 及び 出来ばえ	III. 出来ばえ 一括発注工事 (2工種以上 複合してい る工事)	<input checked="" type="checkbox"/>	「評価項目」 1. 出来ばえが劣っている。 ※ 評定 ・上記に該当すれば			d (加減点 5. 0 点減)	
			工種別に「別紙第3号54」～「別紙第3号56」の評定表を用い、それぞれの対象数、評価数及び工事比率により、評価値を算出して下記により評定を行う。	対象数 (ア)	評価数 (イ)	工事比率 (ウ)	
			① 別紙第3号	(0)	(0)		
			② 別紙第3号	(0)	(0)		
			③ 別紙第3号	(0)	(0)		
			※ 評定 評価値① (%) = (評価数 (イ) / 対象数 (ア)) × 工事費率 (ウ) = (0 / 0) × 0.00 = % 評価値② (%) = (評価数 (イ) / 対象数 (ア)) × 工事費率 (ウ) = (0 / 0) × 0.00 = % 評価値③ (%) = (評価数 (イ) / 対象数 (ア)) × 工事費率 (ウ) = (0 / 0) × 0.00 = %				
			評価値合計 (%) = 評価値① + 評価値② + 評価値③ = %				
			・評価値が90%以上	a (加減点 5. 0 点増)			
			・評価値が80%以上90%未満	b (加減点 2. 5 点増)			
			・評価値が60%以上80%未満	c (加減点なし)			
			・評価値が60%未満	d (加減点 5. 0 点減)			
			・評価対象項目数が2項目以下の場合	c (加減点なし)			

※1. 一括発注工事とは、デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・冷暖房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事をいい、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳等による工事比率により評価値を算出するものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとする。

③ [コンクリート強度及び現場密度試験ばらつき判断例]

コンクリート 現場密度



※1. コンクリート強度の場合は、設計値を配合強度、規格値を呼び強度として、ばらつき判断する。承諾で設計と違う骨材を使用した場合は、実際に施工した骨材で、ばらつき判断する。（試験場での試験結果で判断するもので、シュミットハンマー試験は対象外。）

※2. 現場密度の場合は、設計値を100%として、ばらつき判断する。

2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 主たる工種で評定する。なお、多工事で評定対象が重要な場合はこの限りでない。
- (2) コンクリート橋については、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 評定は、「合併工事」欄を活用する。

3. コンクリート構造物のクラックについて

- (1) クラックが発生した構造物では「進行性または有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者の意見を聞くなどして、適切な処置をしている」等がみられたら、他の工事と同様に、評価値やばらつきにより評価を行うものとする。
- (2) 「進行性または有害なクラックがある」場合、無処理の場合は状況に応じて、〔d〕又は〔e〕評価とする。

4. その他

- ・「施工プロセス」チェックリストを活用して評定を行うこと。
- ・「4. 工事特性」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は受注者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。

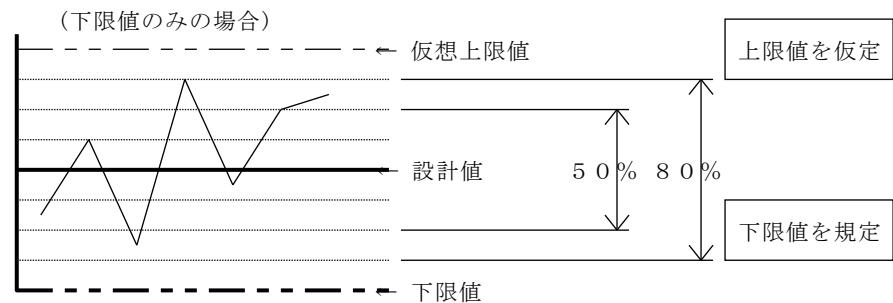
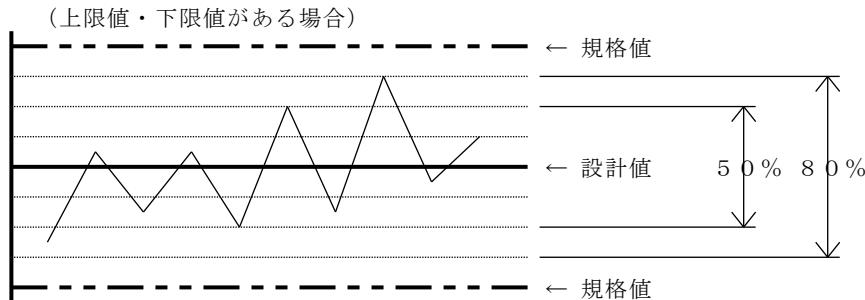
別紙第4号
【記入方法及び留意事項】

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

(1) ばらつき判断の概ねとは、8割とする。

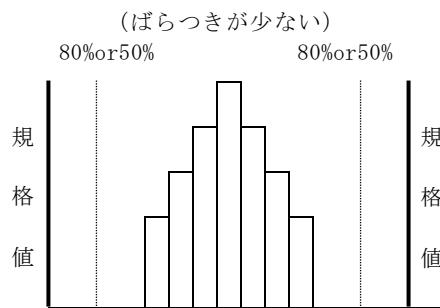
(2) 出来形及び品質のばらつき判断については、測定数又は試験数が3個以上の場合は、ばらつき判断可能とし、3個未満については、ばらつき判断しない。

① [管理図の場合]

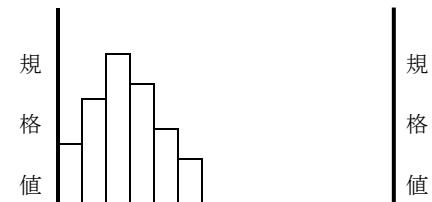


※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様上限値があるものと仮定してばらつきの%を考慮する。

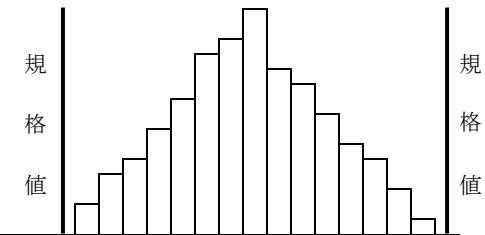
② [度数表又はヒストグラムの場合]



(ばらついている)



(ばらつきが大きい)



建設工事成績評定考查項目別運用表等一覧

1 監督員

施工プロセスチェックリスト

別紙第5号5	1 施工体制	I 施工体制一般	建築工事
別紙第5号6	〃	II 配置技術者等	〃
別紙第5号7	1 施工体制	II 配置技術者等	〃
	2 施工状況	I 施工管理 II 工程管理	〃
別紙第5号8	〃	III 安全対策 IV 対外関係	〃

施工プロセスチェックリスト（建築・設備）

部 課 名 : _____
監督員職氏名 : _____

1. 工事名: _____
3. 受注者名: _____

2. 工事場所 : _____
3. 工期 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

- ①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約約款等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。

②【該当項目】欄には、該当となる項目に✓印を記入し、該当外の項目は空欄とする。

③【チェック欄】には、書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば、□印に✓マークを、適切でなければ✗マークを記入して備考欄に指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。

④【建設業法等に定めのある事項】欄が✓印の項目の確認結果に不備がある場合は、建設業法等違反となる可能性があるので、不備が確認された段階で必要な措置を行う。
ただし、主任技術者（監理技術者）専任の確認については、2回目の不在が確認された段階で必要な措置を行うこととする。

⑤【確認内容】欄の（チェックの時期・回数）における「施工時の変更時」とは、下請業者の変更等による体制の変更時であり、契約変更時ではない。

施工プロセスチェックリスト（建築・設備）

別紙第5号6

施工プロセスチェックリスト（建築・設備）

別紙第5号8